【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年４月10日
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役会長　増田 真一
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　小林　穣
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目６番１号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　木村 栄介 同　　髙田 倫乙帆
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目６番１号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03（6888）4717

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

Ａコース証券100億米ドル（約8,068億円）を上限とします。

Ｂコース証券100億米ドル（約8,068億円）を上限とします。

Ｃコース証券100億豪ドル（約8,718億円）を上限とします。

Ｄコース証券100億豪ドル（約8,718億円）を上限とします。

Ｅコース証券100億ユーロ（約１兆865億円）を上限とします。

Ｆコース証券100億ユーロ（約１兆865億円）を上限とします。

Ｇコース証券100億ニュージーランドドル（以下「ＮＺドル」といいます。）（約6,786億円）を上限とします。

Ｈコース証券100億ＮＺドル（約6,786億円）を上限とします。

（注）外貨の円貨換算は、特に記載のない限り、平成24年２月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝80.68円、１豪ドル＝87.18円、１ユーロ＝108.65円、１ＮＺドル＝67.86円）によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 **該当事項はありません。**

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成24年１月10日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

２【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容＊と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ５ 運用状況 （１）投資状況	１ ファンドの運用状況 （１）投資状況	更新
（３）運用実績	（２）運用実績	追加
（４）販売及び買戻しの実績	２ 販売及び買戻しの実績	追加
第３ ファンドの経理状況 １ 財務諸表	３ ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第１ 管理会社の概況 １ 管理会社の概況 (1) 資本金の額	４ 管理会社の概況 （１）資本金の額	更新
２ 事業の内容及び営業の概況	（２）事業の内容及び営業の状況	更新
３ 管理会社の経理状況	５ 管理会社の経理の概況	更新
５ その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	４ 管理会社の概況 （３）その他	追加

＊ 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

次へ

１ ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド（Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2012年２月末日現在）

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
普通株式	日本	22,976,416,000	83.77
現金・その他の資産（負債控除後）		4,450,910,836	16.23
純資産総額		27,427,326,836	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

（注２）外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2012年２月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝80.68円、１豪ドル＝87.18円、１ユーロ＝108.65円、１ニュージーランドドル（以下「ＮＺドル」といいます。）＝67.86円）によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）運用実績

① 純資産の推移

2012年２月末日現在および2012年２月末日までの１年間における各月末の純資産総額および１口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

Ａコース証券

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	（米ドル）	（円）	（米ドル）	（円）
2011年３月末日	26,335,660	2,124,761,049	6.62	534
４月末日	25,869,715	2,087,168,606	6.51	525
５月末日	25,579,963	2,063,791,415	6.43	519
６月末日	25,551,001	2,061,454,761	6.49	524
７月末日	24,851,548	2,005,022,893	6.41	517
８月末日	23,806,963	1,920,745,775	5.93	478
９月末日	23,659,134	1,908,818,931	5.96	481
10月末日	23,340,921	1,883,145,506	5.97	482
11月末日	21,775,317	1,756,832,576	5.71	461
12月末日	21,658,404	1,747,400,035	5.76	465
2012年１月末日	21,823,455	1,760,716,349	5.91	477
２月末日	22,996,709	1,855,374,482	6.49	524

Bコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	（米ドル）	（円）	（米ドル）	（円）
2011年３月末日	34,507,041	2,784,028,068	6.55	528
４月末日	33,393,948	2,694,223,725	6.45	520
５月末日	33,140,320	2,673,761,018	6.38	515
６月末日	33,089,000	2,669,620,520	6.45	520
７月末日	33,276,260	2,684,728,657	6.29	507
８月末日	34,562,568	2,788,507,986	5.83	470
９月末日	34,775,008	2,805,647,645	5.87	474
10月末日	34,630,538	2,793,991,806	5.89	475
11月末日	31,378,244	2,531,596,726	5.65	456
12月末日	31,646,371	2,553,229,212	5.70	460
2012年１月末日	31,918,577	2,575,190,792	5.87	474
２月末日	34,331,400	2,769,857,352	6.45	520

Cコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	（豪ドル）	（円）	（豪ドル）	（円）
2011年３月末日	190,724,490	16,627,361,038	5.87	512
４月末日	183,852,514	16,028,262,171	5.79	505
５月末日	177,183,251	15,446,835,822	5.74	500
６月末日	169,155,156	14,746,946,500	5.80	506
７月末日	160,758,533	14,014,928,907	5.73	500
８月末日	148,043,740	12,906,453,253	5.30	462
９月末日	149,675,283	13,048,691,172	5.35	466
10月末日	146,423,675	12,765,215,987	5.35	466
11月末日	135,702,471	11,830,541,422	5.13	447
12月末日	133,565,911	11,644,276,121	5.18	452
2012年１月末日	135,089,533	11,777,105,487	5.33	465
２月末日	140,790,965	12,274,156,329	5.82	507

Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	（豪ドル）	（円）	（豪ドル）	（円）
2011年３月末日	66,306,392	5,780,591,255	6.36	554
４月末日	63,022,739	5,494,322,386	6.30	549
５月末日	61,479,289	5,359,764,415	6.26	546
６月末日	60,874,402	5,307,030,366	6.34	553
７月末日	57,445,483	5,008,097,208	6.22	542
８月末日	54,357,060	4,738,848,491	5.77	503
９月末日	56,710,601	4,944,030,195	5.84	509
10月末日	57,655,123	5,026,373,623	5.87	512
11月末日	55,038,622	4,798,267,066	5.65	493
12月末日	54,499,331	4,751,251,677	5.73	500
2012年１月末日	53,782,894	4,688,792,699	5.91	515
２月末日	57,604,676	5,021,975,654	6.49	566

Ｅコース証券

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	（ユーロ）	（円）	（ユーロ）	（円）
2011年３月末日	2,925,369	317,841,342	6.36	691
４月末日	2,859,579	310,693,258	6.27	681
５月末日	2,796,576	303,847,982	6.19	673
６月末日	2,755,555	299,391,051	6.23	677
７月末日	1,882,854	204,572,087	6.17	670
８月末日	1,785,658	194,011,742	5.73	623
９月末日	1,760,357	191,262,788	5.76	626
10月末日	2,172,721	236,066,137	5.77	627
11月末日	2,036,564	221,272,679	5.51	599
12月末日	2,025,242	220,042,543	5.55	603
2012年１月末日	2,057,350	223,531,078	5.70	619
２月末日	2,140,030	232,514,260	6.23	677

Ｆコース証券

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	（ユーロ）	（円）	（ユーロ）	（円）
2011年３月末日	2,964,294	322,070,543	6.37	692
４月末日	2,914,145	316,621,854	6.29	683
５月末日	2,834,815	308,002,650	6.22	676
６月末日	2,810,936	305,408,196	6.27	681
７月末日	2,767,925	300,735,051	6.15	668
８月末日	2,712,951	294,762,126	5.72	621
９月末日	2,755,789	299,416,475	5.75	625
10月末日	2,759,452	299,814,460	5.77	627
11月末日	2,624,264	285,126,284	5.53	601
12月末日	2,632,321	286,001,677	5.58	606
2012年１月末日	2,787,700	302,883,605	5.74	624
２月末日	3,024,137	328,572,485	6.28	682

Ｇコース証券

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	（ＮＺドル）	（円）	（ＮＺドル）	（円）
2011年３月末日	79,421,811	5,389,564,094	5.93	402
４月末日	76,472,627	5,189,432,468	5.85	397
５月末日	73,866,813	5,012,601,930	5.79	393
６月末日	72,233,966	4,901,796,933	5.85	397
７月末日	69,096,717	4,688,903,216	5.79	393
８月末日	61,935,627	4,202,951,648	5.34	362
９月末日	60,819,950	4,127,241,807	5.38	365
10月末日	59,629,984	4,046,490,714	5.40	366
11月末日	55,235,153	3,748,257,483	5.16	350
12月末日	54,645,135	3,708,218,861	5.22	354
2012年１月末日	54,399,207	3,691,530,187	5.38	365
２月末日	57,973,910	3,934,109,533	5.90	400

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	（NZドル）	（円）	（NZドル）	（円）
2011年3月末日	19,817,748	1,344,832,379	6.36	432
4月末日	19,099,579	1,296,097,431	6.29	427
5月末日	18,648,467	1,265,484,971	6.24	423
6月末日	18,236,856	1,237,553,048	6.32	429
7月末日	17,418,458	1,182,016,560	6.18	419
8月末日	15,812,913	1,073,064,276	5.72	388
9月末日	15,652,272	1,062,163,178	5.77	392
10月末日	15,447,715	1,048,281,940	5.81	394
11月末日	14,596,036	990,487,003	5.55	377
12月末日	14,696,860	997,328,920	5.63	382
2012年1月末日	14,807,589	1,004,842,990	5.81	394
2月末日	16,059,076	1,089,768,897	6.38	433

② 分配の推移

（1口当り）

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
2011年3月	0.01	0.81	—	—
4月	0.01	0.81	—	—
5月	0.01	0.81	—	—
6月	0.01	0.81	—	—
7月	0.01	0.81	0.09	7.26
8月	0.01	0.81	—	—
9月	0.01	0.81	—	—
10月	0.01	0.81	—	—
11月	0.01	0.81	—	—
12月	0.01	0.81	—	—
2012年1月	0.01	0.81	—	—
2月	0.01	0.81	—	—

（1口当り）

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2011年3月	0.03	2.62	—	—
4月	0.02	1.74	—	—
5月	0.02	1.74	—	—
6月	0.02	1.74	—	—
7月	0.02	1.74	0.08	6.97
8月	0.02	1.74	—	—
9月	0.02	1.74	—	—
10月	0.02	1.74	—	—
11月	0.02	1.74	—	—
12月	0.02	1.74	—	—
2012年1月	0.02	1.74	—	—
2月	0.02	1.74	—	—

（1口当り）

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2011年3月	0.01	1.09	—	—
4月	0.01	1.09	—	—

5月	0.01	1.09	－	－
6月	0.01	1.09	－	－
7月	0.01	1.09	0.08	8.69
8月	0.01	1.09	－	－
9月	0.01	1.09	－	－
10月	0.01	1.09	－	－
11月	0.01	1.09	－	－
12月	0.01	1.09	－	－
2012年１月	0.01	1.09	－	－
２月	0.01	1.09	－	－

（１口当り）

	Ｇコース証券		Ｈコース証券	
	ＮＺドル	円	ＮＺドル	円
2011年３月	0.02	1.36	－	－
４月	0.02	1.36	－	－
５月	0.01	0.68	－	－
６月	0.01	0.68	－	－
７月	0.01	0.68	0.08	5.43
８月	0.01	0.68	－	－
９月	0.01	0.68	－	－
10月	0.01	0.68	－	－
11月	0.01	0.68	－	－
12月	0.01	0.68	－	－
2012年１月	0.01	0.68	－	－
２月	0.01	0.68	－	－

（１口当り）

		設定来累計 （2012年２月末日現在）
Ａコース証券	米ドル	0.37
Ｂコース証券	米ドル	0.41
Ｃコース証券	豪ドル	1.03
Ｄコース証券	豪ドル	0.38
Ｅコース証券	ユーロ	0.45
Ｆコース証券	ユーロ	0.39
Ｇコース証券	ＮＺドル	0.88
Ｈコース証券	ＮＺドル	0.38

③ 収益率の推移

	期間	収益率（注）
Ａコース証券	2011年３月１日～2012年２月末日	−8.45%
Ｂコース証券		−8.27%
Ｃコース証券		−5.30%
Ｄコース証券		−4.92%
Ｅコース証券		−8.24%
Ｆコース証券		−8.09%
Ｇコース証券		−6.93%
Ｈコース証券		−6.92%

（注）収益率（%）＝100×（ａ－ｂ）／ｂ
ａ＝2012年２月末日現在の受益証券１口当り純資産価格＋上記の期間の分配金の合計額
ｂ＝2011年２月末日現在の受益証券１口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年度ベースでの収益率は次のとおりです。

	暦年度	収益率（注）
Ａコース証券	2008年度	−33.00%
	2009年度	3.93%
	2010年度	2.92%
	2011年度	−15.15%
	2012年度	13.02%
Ｂコース証券	2008年度	−33.10%
	2009年度	3.89%
	2010年度	2.95%
	2011年度	−15.23%
	2012年度	13.16%
Ｃコース証券	2008年度	−37.70%
	2009年度	3.84%
	2010年度	7.02%
	2011年度	−11.53%
	2012年度	13.13%
Ｄコース証券	2008年度	−38.10%
	2009年度	3.88%
	2010年度	7.17%
	2011年度	−11.70%
	2012年度	13.26%

Ｅコース証券	2008年度	−34.80%
	2009年度	2.66%
	2010年度	4.15%
	2011年度	−14.74%
	2012年度	12.61%
Ｆコース証券	2008年度	−34.90%
	2009年度	2.61%
	2010年度	3.99%
	2011年度	−14.63%
	2012年度	12.54%
Ｇコース証券	2008年度	−35.70%
	2009年度	2.27%
	2010年度	5.75%
	2011年度	−13.50%
	2012年度	13.41%
Ｈコース証券	2008年度	−36.10%
	2009年度	2.35%
	2010年度	5.79%
	2011年度	−13.62%
	2012年度	13.32%

（注）収益率（%）＝100×（ａ－ｂ）／ｂ
ａ＝暦年度末（2012年度については２月末日）の１口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額
ｂ＝当該暦年の直前の暦年度末の１口当り純資産価格（分配落の額）
（2008年度の場合、１口当り当初発行価格：ＡおよびＢコース証券１口当り10米ドル、ＣおよびＤコース証券１口当り10豪ドル、ＥおよびＦコース証券１口当り10ユーロ、ＧおよびＨコース証券１口当り10ＮＺドル。）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

（参考情報）

＜純資産総額および１口当りの純資産価格の推移＞（2012年２月末日現在）

Aコース

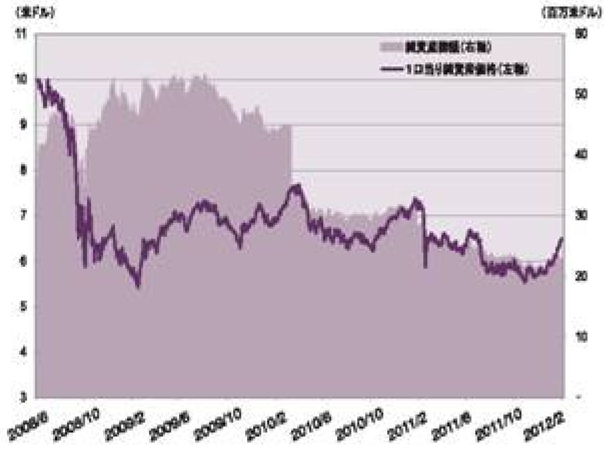

Bコース

Cコース

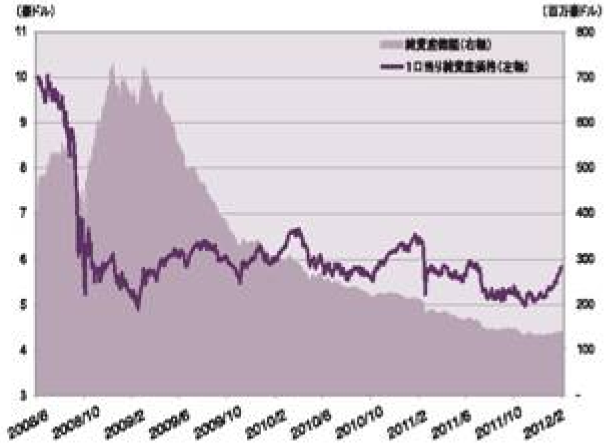

Dコース

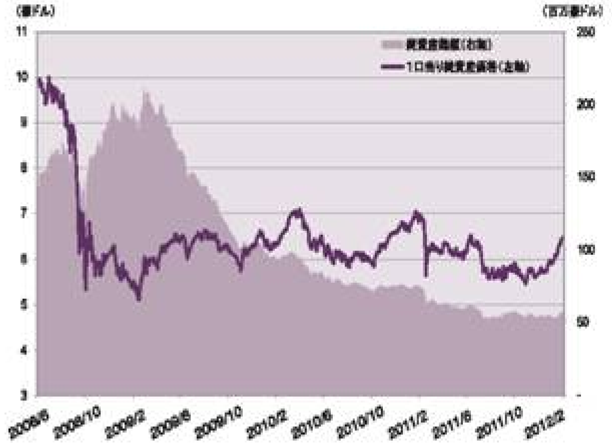

Eコース

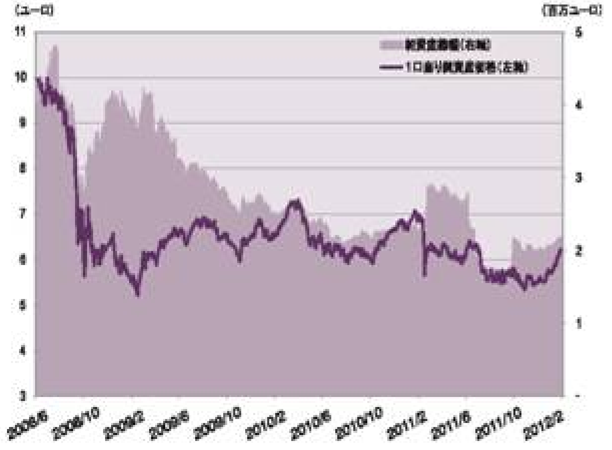

Fコース

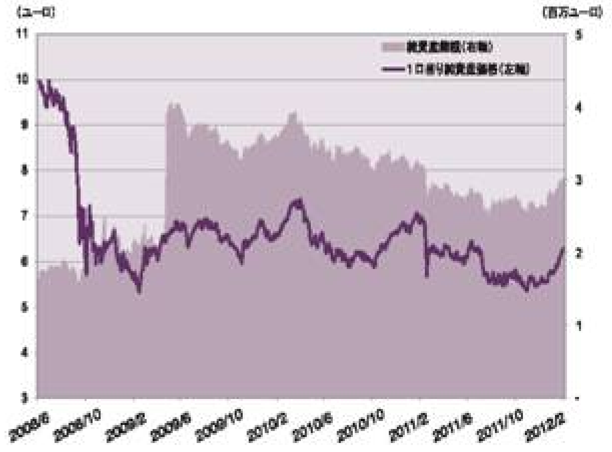

Gコース

Hコース

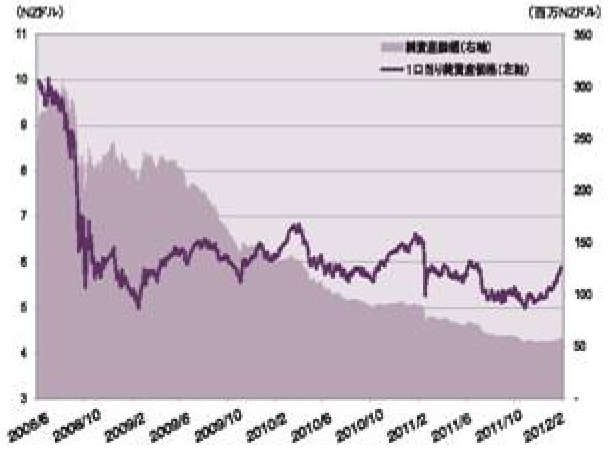

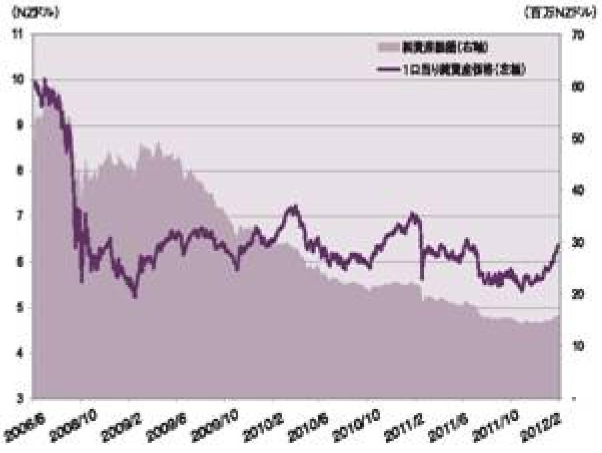

＜収益率の推移＞（暦年ベース）※2008年は６月27日から。2012年は２月末まで

Ａコース

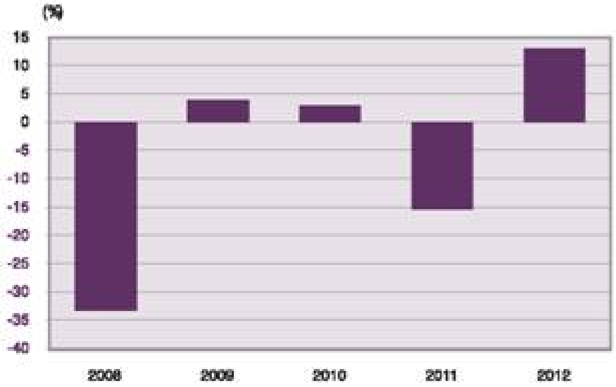

Ｂコース

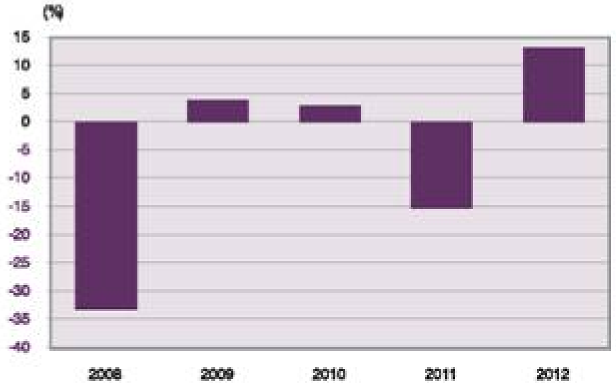

Ｃコース

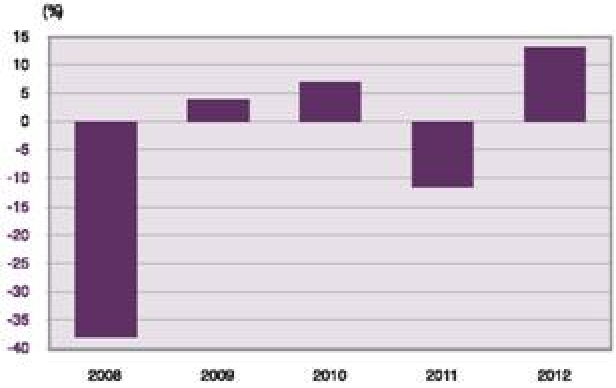

Ｄコース

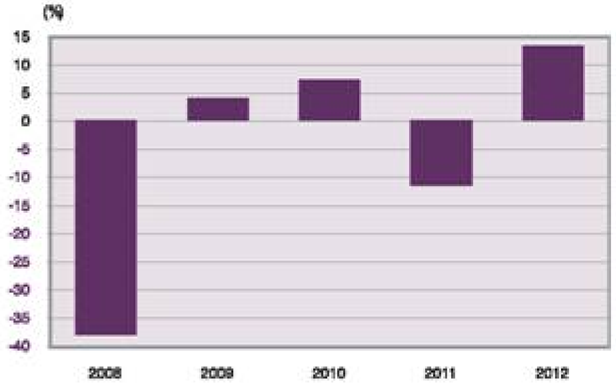

Ｅコース

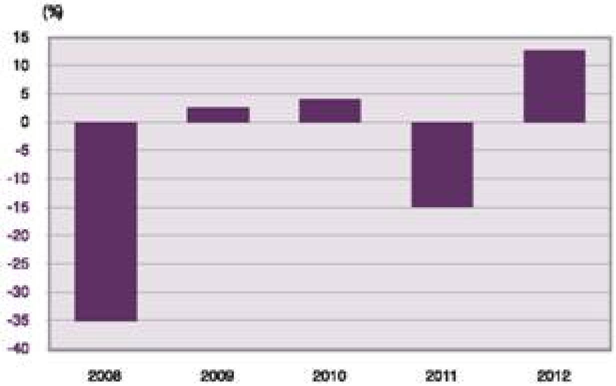

Ｆコース

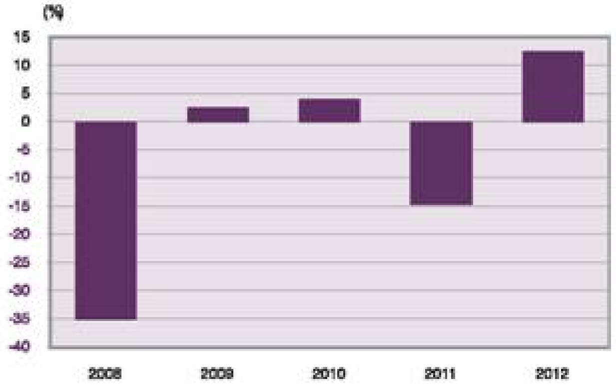

Ｇコース

Ｈコース

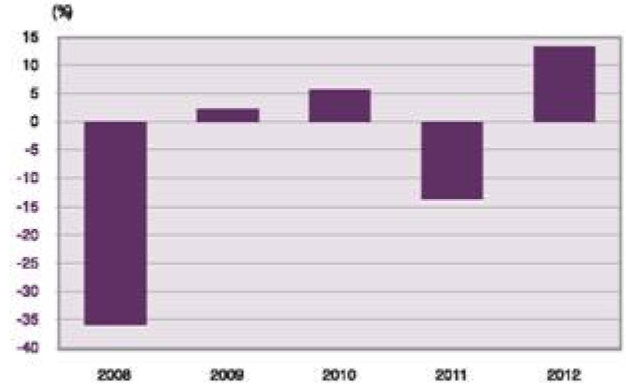

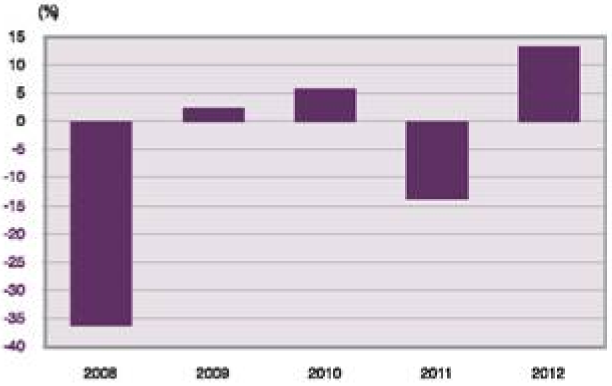

※分配金に対する税金は考慮されておりません。
ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売取扱会社にお問い合わせください。

次へ

２ 販売及び買戻しの実績

2012年２月末日までの１年間における販売および買戻しの実績ならびに2012年２月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	787,640 (787,640)	1,198,160 (1,198,160)	3,541,998 (3,541,998)
Bコース証券	1,441,160 (1,441,160)	1,467,418 (1,467,418)	5,322,031 (5,322,031)
Cコース証券	2,491,770 (2,491,770)	11,248,855 (11,248,855)	24,176,786 (24,176,786)
Dコース証券	2,223,359 (2,223,359)	4,109,757 (4,109,757)	8,881,348 (8,881,348)
Eコース証券	229,450 (229,450)	217,451 (217,451)	343,380 (343,380)
Fコース証券	75,200 (75,200)	54,670 (54,670)	481,424 (481,424)
Gコース証券	121,370 (121,370)	3,992,643 (3,992,643)	9,829,552 (9,829,552)
Hコース証券	87,350 (87,350)	722,280 (722,280)	2,515,554 (2,515,554)

（注）(　)の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

次へ

３ ファンドの経理状況

１．ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成５年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第４項ただし書の規定の適用によるものです。

２．以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

３．ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

次へ

（１）資産及び負債の状況

純資産計算書
2012年１月10日現在
（日本円で表示）

	注記	
資産		
投資有価証券－時価	2	20,237,424,000
（取得価額：25,547,023,719円）		
現金預金		2,594,388,420
先渡為替契約未実現利益	11	434,076,647
先物契約に係る未収証拠金		579,330,000
ファンド証券発行未収金		182,587
未収収益		40,241,100
設立費用	2	4,477,176
資産合計		23,890,119,930
負債		
先物契約未実現損失	12	46,875,000
先渡為替契約未実現損失	11	76,584,127
ファンド証券買戻未払金		10,947,476
未払費用	8	75,740,253
負債合計		210,146,856
純資産		23,679,973,074

以下のように受益証券によって表章される。

	１口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Ａコース証券（米ドル）	5.76	3,752,198	21,628,617
Ｂコース証券（米ドル）	5.71	5,521,221	31,513,416
Ｃコース証券（豪ドル）	5.20	25,761,648	133,842,607
Ｄコース証券（豪ドル）	5.74	9,509,960	54,618,111
Ｅコース証券（ユーロ）	5.55	364,840	2,025,785
Ｆコース証券（ユーロ）	5.58	472,124	2,633,027
Ｇコース証券（ＮＺドル）	5.23	10,451,242	54,706,532
Ｈコース証券（ＮＺドル）	5.64	2,588,334	14,610,226

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2012年１月10日に終了した期間

Aコース証券	**口**
期首現在発行済受益証券数	3,915,788
発行受益証券数	384,490
買戻受益証券数	(548,080)
期末現在発行済受益証券数	3,752,198

Bコース証券	**口**
期首現在発行済受益証券数	5,136,879
発行受益証券数	1,144,660
買戻受益証券数	(760,318)
期末現在発行済受益証券数	5,521,221

Cコース証券	**口**
期首現在発行済受益証券数	28,715,473
発行受益証券数	1,545,070
買戻受益証券数	(4,498,895)
期末現在発行済受益証券数	25,761,648

Dコース証券	**口**
期首現在発行済受益証券数	9,575,846
発行受益証券数	1,451,409
買戻受益証券数	(1,517,295)
期末現在発行済受益証券数	9,509,960

Eコース証券	**口**
期首現在発行済受益証券数	366,430
発行受益証券数	86,700
買戻受益証券数	(88,290)
期末現在発行済受益証券数	364,840

Fコース証券	**口**
期首現在発行済受益証券数	448,404
発行受益証券数	38,700
買戻受益証券数	(14,980)
期末現在発行済受益証券数	472,124

Gコース証券	**口**
期首現在発行済受益証券数	12,253,324
発行受益証券数	29,500
買戻受益証券数	(1,831,582)
期末現在発行済受益証券数	10,451,242

Hコース証券	**口**

期首現在発行済受益証券数	2,865,284
発行受益証券数	30,880
買戻受益証券数	(307,830)
期末現在発行済受益証券数	2,588,334

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
財務書類に対する注記
2012年１月10日現在

注１－ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグの法律に基づいて設立されルクセンブルグに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共同保有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、ファンドのために、８種類のクラスの受益証券（以下それぞれを「コース証券」という。）を発行している。すなわち、

米ドル建てのＡコース証券（分配型）（以下「Ａコース証券」という。）、
米ドル建てのＢコース証券（成長型）（以下「Ｂコース証券」という。）、
豪ドル建てのＣコース証券（分配型）（以下「Ｃコース証券」という。）、
豪ドル建てのＤコース証券（成長型）（以下「Ｄコース証券」という。）、
ユーロ建てのＥコース証券（分配型）（以下「Ｅコース証券」という。）、
ユーロ建てのＦコース証券（成長型）（以下「Ｆコース証券」という。）、
ＮＺドル建てのＧコース証券（分配型）（以下「Ｇコース証券」という。）、および
ＮＺドル建てのＨコース証券（成長型）（以下「Ｈコース証券」という。）である。

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドは、ルクセンブルグにおいて設定され、投資信託に関する2010年12月17日法（その後の改正を含む。）のパートⅡの下で適格である。

ファンドの存続期間は、2014年７月10日までの予定で設定されている。

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびＮＺドルの４つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況（外国為替変動により生じた特別な状況等）において達成されない場合がある。

８つのコース証券の資産は、一つのプール（「共通ポートフォリオ」）で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

注２－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

(a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数ヶ所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
(b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
(c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および／もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
(d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
(e) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に発生した利息を加え評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のた

め、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益
投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算
ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。
日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。
ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。
2012年１月10日現在の為替レートは以下のとおりである。
１円＝0.01263豪ドル
１円＝0.01019ユーロ
１円＝0.01641ＮＺドル
１円＝0.01302米ドル

設立費用
ファンドの設立費用およびファンド証券の当初発行費用は、ファンドがこれを負担し、５年を超えない期間にわたって償却される。

先渡為替契約
先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

有価証券および金融商品の先物契約
当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するために先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。
変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドはクロージング取引からの手取金（または費用）とファンドの約定ベースの差額に等しい実現損益を計上する。

注３－管理報酬
管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03％に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注４－投資顧問報酬
投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50％に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注５－代行協会員報酬
代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50％に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注６－管理事務代行報酬

管理事務代行会社および登録・名義書換・所在地事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注７－保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

注８－未払費用

	（日本円）
投資顧問報酬	30,490,530
代行協会員報酬	30,467,057
管理事務代行報酬	5,484,714
保管報酬	1,829,579
管理報酬	1,829,508
現金支出費	1,217,866
専門家報酬	1,274,334
年次税	3,146,665
未払費用	75,740,253

注９－分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年１回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年７月10日現在の受益者に対して、毎年分配を行う予定である。

分配の行われる日から５年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2012年１月10日に終了した期間に、ファンドは総額449,470,375円を（取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して）、A、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し分配した。

注10－税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11－先渡為替契約

2012年１月10日現在、ファンドは、各コース証券に属する資産をヘッジするために利用した以下の未決済先渡為替契約を有

していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益（日本円）
豪ドル	192,349,538	日本円	14,892,451,411	2012年１月23日	306,032,556
ＮＺドル	74,287,734	日本円	4,395,456,697	2012年１月24日	127,523,872
ユーロ	4,832,370	日本円	489,988,373	2012年１月23日	(15,679,692)
米ドル	56,305,967	日本円	4,380,908,342	2012年１月23日	(58,383,119)
日本円	10,233,052	米ドル	131,521	2012年１月23日	136,373
日本円	23,293,737	豪ドル	294,415	2012年１月23日	30,494
日本円	12,486,323	米ドル	162,575	2012年１月23日	5,640
日本円	10,402,530	豪ドル	132,240	2012年１月23日	(46,460)
日本円	38,466,582	豪ドル	487,522	2012年１月23日	(55,004)
日本円	7,275,436	ＮＺドル	120,799	2012年１月24日	(79,380)
日本円	4,031,194	ＮＺドル	68,131	2012年１月24日	(116,956)
日本円	13,345,385	ＮＺドル	222,348	2012年１月24日	(192,248)
日本円	10,660,774	ＮＺドル	178,698	2012年１月24日	(219,195)
日本円	102,554,616	豪ドル	1,301,832	2012年１月23日	(309,606)
日本円	22,103,751	豪ドル	285,490	2012年１月23日	(454,221)
日本円	42,664,072	豪ドル	553,215	2012年１月23日	(1,048,246)
豪ドル	412,272	日本円	32,264,027	2012年１月23日	311,688
豪ドル	107,208	日本円	8,435,058	2012年１月23日	36,024
					357,492,520

注12－先物契約

2012年１月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 （日本円）	未実現損失 （日本円）
		ロング・ポジション			
日本円	375	TOPIX先物取引	2012年３月	2,746,875,000	(46,875,000)
					(46,875,000)

注13－半期におけるファンドの税引後損益

ファンドは、2012年１月10日に終了した期間において、6,185,388,288円の税引後損失を計上した。

注記９に記載のとおり、ファンドは受益者に対し449,470,375円を分配した。

次へ

（２）投資有価証券明細表等
① 投資株式明細表

投資有価証券明細表
2012年１月10日現在
（日本円で表示）

数量	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
	公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券			
	日本			
普通株式				
4,700	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	717,817,733	673,040,000	2.85
200,000	キヤノン	1,087,464,569	663,000,000	2.81
900,000	日産自動車	686,573,889	607,500,000	2.58
240,000	本田技研工業	792,422,411	596,880,000	2.53
270,000	三井住友フィナンシャルグループ	1,226,320,309	591,840,000	2.50
1,700,000	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	830,122,506	564,400,000	2.38
140,000	武田薬品工業	648,695,359	464,800,000	1.96
4,000,000	みずほフィナンシャルグループ	815,953,004	436,000,000	1.84
140,000	アステラス製薬	519,869,265	435,400,000	1.84
350,000	三井物産	433,049,263	421,050,000	1.78
650,000	リコー	790,899,570	418,600,000	1.77
250,000	ＨＯＹＡ	520,059,744	413,000,000	1.74
400,000	キリンホールディングス	500,174,356	370,400,000	1.56
850,000	富士通	373,499,780	356,150,000	1.50
130,000	トヨタ自動車	661,452,166	341,380,000	1.44
300,000	クラレ	335,756,693	323,700,000	1.37
2,000,000	日本電気	340,409,437	320,000,000	1.35
65,000	ローソン	301,095,206	311,350,000	1.31
200,000	ＮＫＳＪホールディングス	502,163,568	304,200,000	1.28
140,000	花王	290,413,546	294,700,000	1.24
190,000	ＭＳ＆ＡＤインシュアランス グループ ホールディングス	470,540,456	273,980,000	1.16
150,000	東京海上ホールディングス	377,597,482	264,900,000	1.12
55,000	東日本旅客鉄道	298,699,536	264,825,000	1.12
180,000	日立化成工業	276,462,570	239,400,000	1.01
150,000	三菱商事	381,958,344	235,500,000	0.99
220,000	住友商事	293,283,986	230,120,000	0.97
350,000	クボタ	222,306,197	226,450,000	0.96
55,000	東京エレクトロン	241,946,435	218,900,000	0.92
600,000	横浜銀行	319,073,721	216,600,000	0.91
700,000	日本通運	243,110,647	207,200,000	0.88
450,000	ＪＸホールディングス	228,890,806	203,400,000	0.86
700,000	住友化学	251,199,071	198,800,000	0.84
50,000	村田製作所	227,132,960	198,000,000	0.84
120,000	山武	243,084,849	195,960,000	0.83
300,000	旭硝子	233,764,757	190,800,000	0.81
65,000	日東電工	227,343,173	182,260,000	0.77
150,000	イオンクレジットサービス	170,729,839	181,050,000	0.76
80,000	セブン＆アイ・ホールディングス	201,789,508	172,080,000	0.73
80,000	ニフコ	163,666,403	167,760,000	0.71
30,000	大塚商会	146,100,560	160,800,000	0.68
40,000	日本電信電話	175,642,646	157,200,000	0.66
200,000	伊藤忠商事	119,210,090	156,200,000	0.66
40,000	ベネッセホールディングス	155,689,369	151,400,000	0.64
45,000	ピジョン	143,598,090	142,425,000	0.60
40,000	伊藤忠テクノソリューションズ	115,342,937	140,800,000	0.59
20,000	大東建託	85,859,898	136,200,000	0.58
55,000	マキタ	165,257,529	133,430,000	0.56

数量	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
	公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）			
	日本（続き）			
普通株式（続き）				
220,000	日立工機	191,892,395	128,700,000	0.54
120,000	日立キャピタル	142,776,980	128,280,000	0.54
180,000	もしもしホットライン	177,929,342	124,740,000	0.53
110,000	北海道電力	110,361,892	123,200,000	0.52
500	エヌ・ティ・ティ・データ	134,617,409	121,250,000	0.51
130,000	大和ハウス工業	128,429,697	121,160,000	0.51
35,000	西日本旅客鉄道	102,465,142	116,375,000	0.49
200,000	凸版印刷	159,873,777	113,200,000	0.48
150,000	大日本印刷	181,208,086	113,100,000	0.48
80,000	ダイハツ工業	93,943,471	111,520,000	0.47
35,000	エーザイ	119,872,042	110,600,000	0.47
30,000	信越化学工業	149,065,527	109,950,000	0.46
280,000	王子製紙	124,903,581	107,240,000	0.45
130,000	住友電気工業	143,695,622	106,470,000	0.45
220,000	ＤＯＷＡホールディングス	100,152,244	106,260,000	0.45
50,000	豊田自動織機	117,868,071	105,750,000	0.45
70,000	中部電力	96,094,484	105,560,000	0.45
250,000	住友ベークライト	109,586,853	105,250,000	0.44
450,000	三井住友トラスト・ホールディングス	159,028,209	103,500,000	0.44
70,000	第一三共	160,629,262	103,250,000	0.44
30,000	セコム	118,149,614	102,000,000	0.43
250,000	カネカ	137,271,516	101,500,000	0.43
100,000	パーク２４	88,381,614	100,900,000	0.43
70,000	ＪＳＲ	102,422,353	100,590,000	0.42
45,000	トレンドマイクロ	130,130,421	100,440,000	0.42
80,000	関西電力	148,735,866	99,440,000	0.42
70,000	資生堂	120,597,095	98,210,000	0.41
700,000	日本板硝子	121,871,850	97,300,000	0.41
130,000	東燃ゼネラル石油	122,671,260	96,850,000	0.41
25,000	ＳＡＮＫＹＯ	115,924,597	96,375,000	0.41
200,000	旭化成	89,202,214	92,800,000	0.39
170,000	新光電気工業	133,189,461	92,310,000	0.39
500,000	日本郵船	168,324,156	91,500,000	0.39
300,000	ＮＴＮ	112,045,067	88,200,000	0.37
200,000	横浜ゴム	75,165,419	86,000,000	0.36
27,000	マブチモーター	111,960,504	85,995,000	0.36
10,000	しまむら	68,130,658	79,400,000	0.34
10,000	ユー・エス・エス	58,730,778	71,600,000	0.30
100,000	積水ハウス	81,160,071	69,200,000	0.29
200,000	りそなホールディングス	77,427,802	68,600,000	0.29
40,000	ホクト	72,837,332	67,160,000	0.28
90,000	ＡＤＥＫＡ	73,870,818	66,150,000	0.28
70,000	マックス	73,246,561	65,450,000	0.28
30,000	サンゲツ	58,861,449	62,460,000	0.26
250,000	鹿島建設	61,588,397	62,000,000	0.26
300,000	大成建設	54,867,967	60,900,000	0.26
90,000	アマノ	74,580,455	60,660,000	0.26
60,000	科研製薬	53,085,957	60,180,000	0.25
70,000	日本触媒	55,096,236	59,080,000	0.25

数量	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
	公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）			
	日本（続き）			
普通株式（続き）				
40,000	メイテック	68,233,304	59,040,000	0.25
150	日本たばこ産業	40,707,984	58,050,000	0.25
100,000	オンワードホールディングス	92,470,486	57,900,000	0.24
4,000	ファーストリテイリング	40,096,359	57,560,000	0.24
80,000	日産化学工業	62,948,586	57,440,000	0.24
150,000	松井証券	68,456,248	56,850,000	0.24
200,000	東洋インキＳＣホールディングス	65,468,221	56,600,000	0.24
200,000	電気化学工業	66,036,430	55,800,000	0.24
28,000	マンダム	60,993,879	55,412,000	0.23
15,000	良品計画	60,782,252	54,675,000	0.23
25,000	アイシン精機	71,714,142	54,600,000	0.23
150,000	東京瓦斯	49,658,220	53,550,000	0.23
17,000	ポイント	55,609,853	53,295,000	0.23
25,000	デンソー	70,079,109	52,675,000	0.22
135,000	ダイフク	70,494,140	52,380,000	0.22
180,000	山九	50,699,766	51,300,000	0.22
6,000	オリエンタルランド	40,181,715	49,380,000	0.21
37,000	リゾートトラスト	38,848,885	42,624,000	0.18
30,000	プレナス	36,341,294	38,160,000	0.16
20,000	セガサミーホールディングス	22,663,761	34,480,000	0.15
40,000	日本化薬	23,821,150	28,920,000	0.12
15,000	小松製作所	38,969,406	27,705,000	0.12
700	スカパーＪＳＡＴホールディングス	25,282,853	26,985,000	0.11
20,000	平和	22,015,889	26,780,000	0.11
180	ティーガイア	25,816,920	25,596,000	0.11
25,000	ドトール・日レスホールディングス	32,839,898	25,050,000	0.11
12,000	太陽ホールディングス	27,538,016	24,252,000	0.10
2,000	ファナック	22,760,582	23,780,000	0.10
65,000	住友倉庫	23,201,642	23,595,000	0.10
60,000	ニチレイ	21,011,535	22,320,000	0.09
100,000	Ｊ－オイルミルズ	32,564,239	22,200,000	0.09
90,000	三和ホールディングス	24,442,879	22,050,000	0.09
6,000	オートバックスセブン	20,182,078	21,840,000	0.09
15,000	青山商事	18,211,427	21,060,000	0.09
20,000	アイカ工業	18,953,379	21,060,000	0.09
15,000	コカ・コーラウエスト	19,511,385	20,025,000	0.08
		25,547,023,719	20,237,424,000	85.46
	日本合計	25,547,023,719	20,237,424,000	85.46
	公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券、合計	**25,547,023,719**	**20,237,424,000**	**85.46**
投資合計		**25,547,023,719**	**20,237,424,000**	**85.46**

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2012年１月10日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
日本	
金融	17.75
情報技術	16.96
一般消費財・サービス	15.05
資本財・サービス	12.56
素材	10.01
ヘルスケア	6.52
電気通信サービス	3.62
公益事業	1.62
生活必需品	0.96
エネルギー	0.41
	85.46
投資合計	**85.46**

② 株式以外の投資有価証券明細表

該当事項はありません。

③ 投資不動産明細表

該当事項はありません。

④ その他投資資産明細表

該当事項はありません。

⑤ 借入金明細表

該当事項はありません。

次へ

4 管理会社の概況

（1）資本金の額

資本金の額　　375,000ユーロ（約4,074万円）
（2012年２月末日現在）
発行済株式総数　15株（１株25,000ユーロ（約272万円））

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社（その発行済株式のすべてをノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有。）は1991年７月８日付公正証書（1991年８月16日に「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、2008年５月21日に最終修正されています。定款の統合版は、ルクセンブルグの郡裁判所の書記課（同課にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第Ｂ 37 359号として登録しています。

管理会社の目的は、（投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（随時改正されます。）（以下「2010年12月17日法」といいます。）第125(1)条に規定する）ファンドおよびその他の投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも１つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2010年12月17日法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社を投資顧問会社として任命しています。管理会社は、ファンド資産の保管業務、ファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、2012年１月末日現在以下の124本の投資信託の管理・運用を行っています。すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。管理投資信託財産額の概算は約1.6兆円です。

（2012年１月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計 （通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,458,048,496.42米ドル
		2	486,676,787.39ユーロ
		1	3,707,316,360.30豪ドル
		1	137,616,685.49カナダドル
		1	926,880,534.74ニュージーランドドル
		1	93,803,927.31英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	1,804,731,820.58米ドル
		8	97,033,454.11ユーロ
		3	22,722,713.08英ポンド
		5	416,822,270.88ニュージーランドドル
		14	249,317,607,611円
		4	48,469,562.55カナダドル
		8	1,113,381,676.76豪ドル
ケイマン諸島	その他	27	92,396,569,011円
		6	1,221,802,756.53豪ドル
		19	1,278,131,383.78米ドル
		1	32,296,877.37ユーロ
		3	426,012,882.50ニュージーランドドル
		1	437,657,859.16南アフリカ・ランド

（注）外貨の円貨換算は、2012年１月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝76.38円、１豪ドル＝81.14円、１ユーロ＝100.49円、１英ポンド＝120.07円、１ＮＺドル＝62.79円、１カナダドル＝76.25円、１南アフリカ・ランド＝9.76円）によります。

（３）その他

本書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

次へ

5 管理会社の経理の概況

１． 管理会社の直近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものです。

２． 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第１条の３第７項に規定される外国監査法人等です。

３． 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2012年２月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝108.65円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2011年３月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任
取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任
我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。
監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。
我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見
我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2011年３月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

ケリー・ニコル

2011年５月13日、*ルクセンブルグ*

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
Luxembourg

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2011 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Responsibility of the Board of Directors' for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol

Luxembourg, May 13, 2011

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、2009年５月12日開催の株主総会における任命を受けて、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2010年３月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査法人は検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2010年３月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査法人

ケリー・ニコル

2010年４月19日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following an appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 12, 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2010, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Réviseur d'Entreprises

Kerry Nichol

Luxembourg, April 19, 2010

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

（１）資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2011年３月31日現在

（ユーロで表示）

	2011年３月31日終了年度		2010年３月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融資産（注３）	776,794	84,399	1,120,404	121,732
流動資産				
１年以内期限到来債権	290,340	31,545	208,155	22,616
現金預金	2,234,993	242,832	1,739,069	188,950
その他の未収金（注11）	1,952	212	―	―
未収納税引当金（注６）	―	―	44,094	4,791
	3,304,079	358,988	3,111,722	338,089
負債				
資本金および準備金				
資本金（注４）	375,000	40,744	375,000	40,744
法定準備金（注５）	37,500	4,074	37,500	4,074
その他準備金（注５）	1,635,000	177,643	1,363,000	148,090
当期利益	1,091,542	118,596	1,312,158	142,566
	3,139,042	341,057	3,087,658	335,474
債務引当金				
納税引当金（注６）	144,337	15,682	―	―
未払金				
為替先渡契約未実現純損失	―	―	3,364	365
未払費用（注７）	20,700	2,249	20,700	2,249
	3,304,079	358,988	3,111,722	338,089

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2011年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	2011年３月31日終了年度		2010年３月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他営業費用	113,342	12,315	52,200	5,672
金融資産の評価調整／（繰戻）（注３）	(43,136)	(4,687)	(221,501)	(24,066)
純為替差損（注８）	27,584	2,997	18,253	1,983
金融資産売却実現損失	108,442	11,782	41,984	4,562
所得税（注６）	188,431	20,473	209,065	22,715
当期利益	1,091,542	118,596	1,312,158	142,566
費用合計	1,486,205	161,476	1,412,159	153,431
収益				
純売上高（注１）	1,428,028	155,155	1,362,473	148,033
その他利息および類似収益（注12）	1,577	171	19,383	2,106
金融資産からの収益（注９）	56,600	6,150	30,303	3,292
収益合計	1,486,205	161,476	1,412,159	153,431

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
財務書類に対する注記
2011年３月31日に終了した年度

注１－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年７月８日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目９番１号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グランド1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注２－重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

<u>外貨換算</u>

当社は、その会計帳簿をユーロ（ＥＵＲ）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

<u>純売上高</u>

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

<u>金融資産</u>

金融資産は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で金融資産は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で決定される。

<u>債権</u>

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

<u>債務引当金</u>

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

<u>未払金</u>

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

<u>受取配当金および受取利息</u>

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

<u>為替先渡契約</u>

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－金融資産

2011年３月31日に終了した事業年度中、金融資産は、投資信託の受益証券への投資および関連会社株式の引受により構成されていた。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の受益証券への投資（ユーロ）
取得価額	
期首現在	1,335,110
期中取得額	158,693
期中処分額	(542,075)
期末現在	951,728
評価調整	
期首現在	(218,070)
期中評価調整	43,136
期末現在	(174,934)
期末純評価額	776,794
期末市場価格	882,795

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

注４－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当り額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注５－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金（ユーロ）	その他準備金（ユーロ）	繰越利益（ユーロ）
2010年３月31日現在残高	37,500	1,363,000	－
前期の利益	－	－	1,312,157
準備金の取崩し	－	(433,000)	433,000
利益処分	－	705,000	(705,000)
配当金	－	－	(1,040,157)
2011年３月31日現在残高	37,500	1,635,000	－

2011年３月16日、当社は、唯一の株主であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対して配当金1,040,157ユーロを支払った。

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2011年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,635,000ユーロであり、これは、2005年から2010年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2011年には、2002年、2003年および2004年の資産税準備金のうち合計433,000ユーロが取り崩された。年次株主総会で承認された後、705,000ユーロを2009年および2010年の資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金として割り当てた。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。納税額に対して前払金の額が上回る場合、差額は貸借対照表に「未収納税引当金」として計上される。

注７－未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに為替先渡契約未実現損失で構成されている。

注８－純為替差損

	2011年３月31日終了年度（ユーロ）	2010年３月31日終了年度（ユーロ）
派生商品および為替契約に係る実現純損失	22,268	16,287
派生商品および為替契約に係る未実現損失の純増減	5,316	1,966
	27,584	18,253

注９－金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2011年３月31日終了年度（ユーロ）	2010年３月31日終了年度（ユーロ）
受取配当金	56,600	30,303
	56,600	30,303

注10－スタッフ

当社には、2011年および2010年の事業年度中に従業員はいなかった。

注11－その他の未収金

貸借対照表日現在、その他の未収金（ヘッジ目的のために保有される未決済為替先渡契約）は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	価額（ユーロ）
ユーロ	68,763	日本円	7,927,008	2011年６月30日	790
ユーロ	509,120	米ドル	717,180	2011年６月30日	1,162
					1,952

注12－関連会社

当社は、普通株式の100％を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2011年３月31日に終了した事業年度に1,577ユーロの利息が生じた（2010年：19,383ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet at March 31, 2011

(expressed in Euro)

	Year Ended March 31, 2011	*Year Ended March 31, 2010*
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial assets (note 3)	776,794	1,120,404
CURRENT ASSETS		
Trade debtors becoming due and payable within one year	290,340	208,155
Cash at bank	2,234,993	1,739,069
Other receivables (note 11)	1,952	--
Receivable provision for taxation (note 6)	--	44,094
	3,304,079	3,111,722
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed Capital (note 4)	375,000	375,000
Legal Reserve (note 5)	37,500	37,500
Other Reserves (note 5)	1,635,000	1,363,000
Profit for the financial year	1,091,542	1,312,158
	3,139,042	3,087,658
PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES		
Provision for taxation (note 6)	144,337	--
ACCRUALS		
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts	--	3,364
Accrued expenses (note 7)	20,700	20,700
	3,304,079	3,111,722

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Account

for the year ended March 31, 2011

(expressed in Euro)

	Year Ended March 31, 2011	*Year Ended March 31, 2010*
CHARGES		
Other operating charges	113,342	52,200
Value adjustment/(reversal) in respect of financial assets (note 3)	(43,136)	(221,501)
Net exchange loss (note 8)	27,584	18,253
Realised loss on sales of financial assets	108,442	41,984
Income taxes (note 6)	188,431	209,065
Profit for the financial year	1,091,542	1,312,158
Total charges	1,486,205	1,412,159
INCOME		
Net turnover (note 1)	1,428,028	1,362,473
Other interest and similar income (note 12)	1,577	19,383
Income from financial assets (note 9)	56,600	30,303
Total income	1,486,205	1,412,159

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts

for the year ended March 31, 2011

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Based on the criteria defined by Luxembourg law, the Company is exempted from the obligation to draw-up consolidated accounts and a consolidated management report.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under managements. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, financial assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of financial assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Accruals

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Financial Assets

During the year ended March 31, 2011, financial assets consisted of investments in units/shares of investment funds and shares in affiliated undertaking. Movements in financial assets are summarised as follows:

	Investment in units/shares of investment funds
	EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	1,335,110
acquisitions during the year	158,693
disposals during the year	(542,075)
at the end of the year	951,728
Value adjustments	
at the beginning of the year	(218,070)
value adjustments for the year	43,136
at the end of the year	(174,934)
Net value at the end of the year	776,794
Market value at the end of the year	882,795

Investment in units/shares of investment funds
The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

Note 4 – Subscribed Capital

The issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Profit Brought Forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserve	Profit brought forward
	EUR	*EUR*	*EUR*
Balance as at March 31, 2010	37,500	1,363,000	--
Previous year’s profit	--	--	1,312,157
Release of reserve	--	(433,000)	433,000
Appropriation of profit	--	705,000	(705,000)
Dividends	--	--	(1,040,157)
Balance as at March 31, 2011	37,500	1,635,000	--

On March 16, 2011, the Company distributed a dividend of EUR 1,040,157 to its sole shareholder, Nomura Bank (Luxembourg) S.A.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with para 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2011, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,635,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2005 to 2010.

In 2011, the 2002, 2003 and 2004 net worth tax reserve were released by an aggregate amount of EUR433,000. Following its approval by the Annual General Meeting of the Shareholders, an amount of EUR 705,000 was allocated to restricted reserves corresponding to five times the amount of the 2009 and 2010 net worth tax.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities. In case of excess of advances compared to the tax liabilities, the net amount is recorded in the balance sheet as “Receivable provision for taxation”.

Note 7 - Accruals

The accruals mainly consist of audit and domiciliation fees payable and unrealized losses on forward foreign exchange contracts.

Note 8 – Net Exchange Losses

	Year Ended March 31, 2011	*Year Ended March 31, 2010*
Net realised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	22,268	16,287
Net change in unrealised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	5,316	1,966
	27,584	18,253

Note 9 – Income from Financial Assets

Income from financial assets comprises:

	Year Ended March 31, 2011	*Year Ended March 31, 2010*
Dividend received	56,600	30,303
	56,600	30,303

Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the financial years 2011 and 2010.

Note 11 – Other receivables

At the balance sheet date, other receivables represents outstanding forward foreign exchange contracts held for hedging purposes are as follows:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	68,763	JPY	7,927,008	June 30, 2011	790
EUR	509,120	USD	717,180	June 30, 2011	1,162
					1,952

Note 12 – Related Parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded interest of EUR 1,577 for the year ended March 31, 2011 (2010: EUR 19,383). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties‘ clients.

中間財務書類

ａ．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第４項ただし書の規定の適用によるものです。

ｂ．管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第１条の３第７項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

ｃ．日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2012年２月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝108.65円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2011年９月30日現在

（ユーロで表示）

	2011年９月30日		2010年９月30日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融資産（注３）	834,088	90,624	882,221	95,853
流動資産				
１年以内期限到来債権	361,597	39,288	202,601	22,013
現金預金	2,881,852	313,113	2,624,708	285,175
売却未収金	―	―	6,065	659
現金および現金同等物に係る利息	44	5	―	―
為替先渡契約未実現純利益（注11）	―	―	6,959	756
	4,077,581	443,029	3,722,554	404,455
負債				
資本金および準備金				
資本金（注４）	375,000	40,744	375,000	40,744
法定準備金（注５）	37,500	4,074	37,500	4,074
その他準備金（注５）	1,560,000	169,494	1,363,000	148,090
繰越利益（注５）	1,166,542	126,745	1,312,158	142,566
当期利益	652,522	70,897	495,681	53,856
	3,791,564	411,953	3,583,339	389,330
債務引当金				
納税引当金（注６）	282,741	30,720	139,215	15,126
未払金				
為替先渡契約未実現純損失（注11）	3,276	356	―	―
	4,077,581	443,029	3,722,554	404,455

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2011年９月30日に終了した期間

（ユーロで表示）

	2011年９月30日に終了した期間		2010年９月30日に終了した期間	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他営業費用	33,722	3,664	34,515	3,750
金融資産の評価調整／（繰戻）（注３）	(53,580)	(5,821)	(104,307)	(11,333)
純為替差損（注８）	112,379	12,210	45,035	4,893
金融資産売却実現（利益）／損失	(2,232)	(243)	72,651	7,894
所得税（注６）	138,404	15,038	183,769	19,967
当期利益	652,522	70,897	495,681	53,856
費用合計	881,215	95,744	727,344	79,026
収益				
純売上高（注１）	860,637	93,508	702,883	76,368
その他利息および類似収益（注12）	5,556	604	128	14
金融資産からの収益（注９）	15,022	1,632	24,333	2,644
収益合計	881,215	95,744	727,344	79,026

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
中間財務書類に対する注記
2011年９月30日に終了した期間

注１－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年７月８日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目９番１号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グランド1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注２－重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

<u>外貨換算</u>

当社は、その会計帳簿をユーロ（ＥＵＲ）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

<u>純売上高</u>

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

<u>金融資産</u>

金融資産は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で金融資産は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で決定される。

<u>債権</u>

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

<u>債務引当金</u>

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

<u>未払金</u>

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

<u>受取配当金および受取利息</u>

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

<u>為替先渡契約</u>

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－金融資産

2011年９月30日に終了した期間中、金融資産は、投資信託の受益証券への投資および関連会社株式の引受により構成されていた。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の受益証券への投資（ユーロ）
取得価額	
期首現在	951,728
期中取得額	26,990
期中処分額	(23,276)
期末現在	955,442
評価調整	
期首現在	(174,934)
期中評価調整	53,580
期末現在	(121,354)
期末純評価額	834,088
期末市場価格	921,668

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

注４－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当り額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注５－準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金（ユーロ）	その他準備金（ユーロ）	繰越利益（ユーロ）
2011年３月31日現在残高	37,500	1,635,000	―
期末後再配分			
前期の利益	―	―	1,091,542
準備金の取崩し	―	(160,000)	160,000
利益処分	―	85,000	(85,000)
2011年９月30日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2011年９月30日現在、配当不可能準備金は合計1,560,000ユーロである。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。納税額に対して前払金の額が上回る場合、差額は貸借対照表に「未収納税引当金」として計上される。

注７－未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに為替先渡契約未実現損失で構成されている。

注８－純為替差損

	2011年９月30日に終了した期間（ユーロ）	2010年９月30日に終了した期間（ユーロ）
派生商品および為替契約に係る実現純損失	107,150	55,359
派生商品および為替契約に係る未実現損失／（利益）の純増減	5,229	(10,324)
	112,379	45,035

注９－金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2011年９月30日に終了した期間（ユーロ）	2010年９月30日に終了した期間（ユーロ）
受取配当金	15,022	24,333
	15,022	24,333

注10－スタッフ

当社には、2011年９月30日に終了した期間中に従業員はいなかった。

注11－為替先渡契約

貸借対照表日現在、ヘッジ目的のために保有される未決済為替先渡契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日（日-月-年）	未実現損失（ユーロ）
ユーロ	99,817	日本円	10,366,065	30-12-11	(415)
ユーロ	525,307	米ドル	714,510	30-12-11	(2,861)
					(3,276)

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2011年９月30日に終了した期間中5,556ユーロの利息が生じた（2010年：128ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

次へ

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５　管理会社の経理の概況　（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

次へ

(2) その他の訂正
訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

（３）発行（売出）価額の総額

＜訂正前＞

Ａコース証券100億米ドル（約7,775億円）、Ｂコース証券100億米ドル（約7,775億円）、Ｃコース証券100億豪ドル（約8,283億円）、Ｄコース証券100億豪ドル（約8,283億円）、Ｅコース証券100億ユーロ（約１兆971億円）、Ｆコース証券100億ユーロ（約１兆971億円）、Ｇコース証券100億ＮＺドル（約6,385億円）およびＨコース証券100億ＮＺドル（約6,385億円）をそれぞれ上限とします。

（注１）米ドル、豪ドル、ユーロおよびＮＺドルの各々の円貨換算は、2011年10月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝77.75円、１豪ドル＝82.83円、１ユーロ＝109.71円、１ＮＺドル＝63.85円）によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

＜訂正後＞

Ａコース証券100億米ドル（約8,068億円）、Ｂコース証券100億米ドル（約8,068億円）、Ｃコース証券100億豪ドル（約8,718億円）、Ｄコース証券100億豪ドル（約8,718億円）、Ｅコース証券100億ユーロ（約１兆865億円）、Ｆコース証券100億ユーロ（約１兆865億円）、Ｇコース証券100億ＮＺドル（約6,786億円）およびＨコース証券100億ＮＺドル（約6,786億円）をそれぞれ上限とします。

（注１）米ドル、豪ドル、ユーロおよびＮＺドルの各々の円貨換算は、2012年２月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝80.68円、１豪ドル＝87.18円、１ユーロ＝108.65円、１ＮＺドル＝67.86円）によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

（２）ファンドの沿革

＜訂正前＞

1991年７月８日　管理会社の設立
2008年５月15日　ファンド約款締結
2008年６月16日　日本におけるファンド証券の募集開始
2008年６月27日　ファンドの運用開始

＜訂正後＞

1991年７月８日　管理会社の設立
2008年５月15日　ファンド約款締結
2008年６月16日　日本におけるファンド証券の募集開始
2008年６月27日　ファンドの運用開始
2012年３月16日　修正ファンド約款締結

2012年４月10日　修正ファンド約款の効力発生

（３）ファンドの仕組み

②管理会社とファンドの関係法人との契約関係

＜訂正前＞

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
①管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2008年５月15日付で締結された約款。

（後略）

＜訂正後＞

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
①管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2008年５月15日付で締結され、2012年３月16日付（2012年４月10日効力発生）で修正された約款。

（後略）

③管理会社の概要

＜訂正前＞

（前略）

①代表者の役職氏名	取締役会長　臼杵　肇

（中略）

③設立準拠法	ルクセンブルグ1915年８月10日商事会社法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年７月８日に設立されました。 1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。 管理会社は、投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年12月17日法」または「ルクセンブルグ投信法」といいます。）のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。

（中略）

⑤資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,114万円）で、2011年10月末日現在全額払込済です。なお、１株25,000ユーロ（約274万円）で記名式株式15株を発行済です。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

①代表者の役職氏名	取締役会長 増田 真一

（中略）

③設立準拠法	ルクセンブルグ1915年８月10日商事会社法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年７月８日に設立されました。 1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。 管理会社は、投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正されます。）（以下「2010年12月17日法」または「ルクセンブルグ投信法」といいます。）のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。

（中略）

⑤資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,074万円）で、2012年２月末日現在全額払込済です。なお、１株25,000ユーロ（約272万円）で記名式株式15株を発行済です。

（後略）

２ 投資方針

（４）分配方針

＜訂正前＞

Ａ、Ｃ、ＥおよびＧコース証券：

（中略）

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定です。その日が評価日でない場合には、受益者に対する分配はその直前の評価日に行われます。なお、１月と７月には各コース証券の純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う予定です。

（中略）

分配金に関する留意事項

（中略）

●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

＜訂正後＞

A、C、EおよびGコース証券：

（中略）

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定です。その日が評価日でない場合には、受益者に対する分配はその直前の評価日に行われます。なお、１月と７月には各コース証券の純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う予定です。
（注）「安定的に分配を行う予定」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや純資産価格が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、純資産価格の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

（中略）

分配金に関する留意事項

（中略）

●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

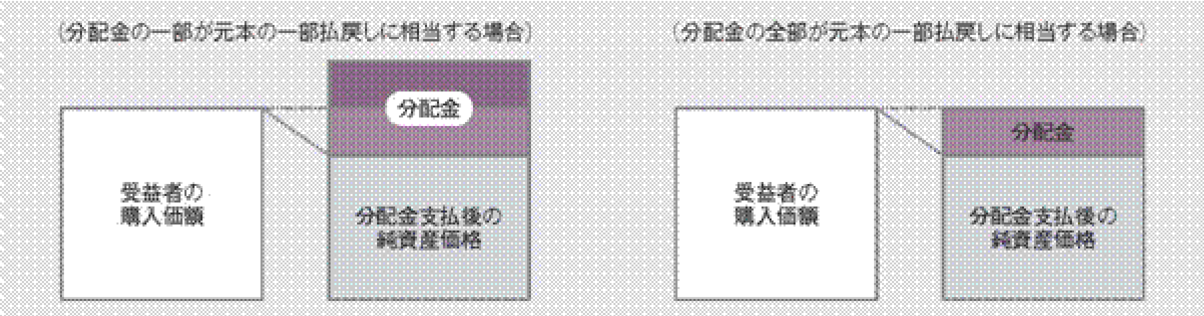

（５）投資制限

II．金融派生商品ならびに投資の技法および手段

＜訂正前＞

（前略）

４）管理会社はファンドのために高い格付を有し当該取引に専門化している金融機関とレポ契約および逆レポ契約を締結することができます。管理会社は、レポ契約の期間中ファンドのために取引の相手方が証券の買戻しを実行する前または買戻期間が終了する前に当該契約の対象である証券を売却することができません。さらに、ファンドは(1）当該証券をその保有者の請求により購入または買戻す義務および(2）当該株式をその株主の請求により買戻す義務を履行できるよう常に確保しなければなりません。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

４）2010年12月17日法ならびに現在または将来におけるルクセンブルグ関連法または施行令、金融監督委員会の通達および見解ならびにとりわけ譲渡可能証券および短期金融資産に関する特定の投資手法および商品を使用した場合に適用される、投資信託の運用に関する金融監督委員会通達08／356（その後の改正を含みます。）を含むルクセンブルグの適用ある規制（当該規制の一部に関するその後の改正および置換を含みます。）により許容さ

れる最大限の範囲において、管理会社は、ファンドのために、資本の増加もしくは追加収益を生み出すことまたは費用もしくはリスクを減少させることを目的として、証券貸付取引ならびに買戻取引権付の売却、レポ取引および逆レポ取引を行うことができます。担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで保持されなければなりません。

（後略）

３ 投資リスク

(1) リスク要因

＜訂正前＞

（前略）

● 潜在的な利益相反

（中略）

投資顧問会社は、潜在的利益相反がなければファンドにとって同等以上の条件で、このような取引を行うようにします。

● 他のファンドの運用実績

投資顧問会社が運用する他のファンドの過去のパフォーマンス実績は、必ずしもファンドへの投資で将来得られる結果を示唆するものではありません。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

● 利益相反

（中略）

投資顧問会社は、潜在的利益相反がなければファンドにとって同等以上の条件で、このような取引を行うようにします。

さらに投資顧問会社、ならびに／または保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社（各々の取締役、役員および従業員を含みます。）には、利益相反が生じる可能性があります。とりわけ、投資顧問会社、保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社の業務は、ファンドのみに提供されるものではなく、ファンドの受益者との間に利益相反が生じる第三者にも提供される可能性があります。かかる場合、投資顧問会社は、合理的かつ公正と考える方法によって、自身が助言または運用する複数の当事者間で、とりわけ各当事者の投資目的、投資戦略、投資制限および投資に使用可能な資金を考慮したうえで、投資機会を配分するものとします。

ファンドは、（ⅰ）投資顧問会社、保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社またはそれらの関連会社に関係する法人が運用、助言または支配する事業体に関連する投資を行う場合があり、また、（ⅱ）投資顧問会社、保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社またはそれらの関連会社が運用、助言または支配する第三者にファンドの資産を売却する場合があり、これらにより利益相反が生じる可能性もあります。かかる場合には、投資顧問会社、保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社またはそれらの関連会社は各々、自身が当事者である契約またはファンドに関連して拘束される契約に基づく義務を常に考慮するものとします。投資顧問会社、保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社またはそれらの関連会社は各々、利益相反が生じる可能性がある取引または投資を行う際に、とりわけ、合理的な範囲で受益者の最善の利益に鑑み行為する義務に基づき（ただし、これに限定されません。）、かかる利益相反が公正に、かつ独立当事者間の関係に基づき、解決されるよう努めるものとします。

● **証券貸付ならびに買戻取引権付の売却、レポ取引および逆レポ取引に関連した特定のリスク**

上記の手法および商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については以下の段落に挙げられていますが、その利用により追求する目的が達成されるという保証はありません。

ファンドが買付人として行為する逆レポ取引および買戻取引権付の売却に関しては、投資家は、有価証券の購入先である取引相手方の不履行の場合は、（A）有価証券の不適正な値付、市場価格の不利な推移、有価証券の発行体の信用格付の悪化、またはかかる有価証券の取引市場の非流動性によるかにかかわらず、購入した有価証券の価格が当初支払われた資金を下回る可能性があるというリスクおよび（B）（ⅰ)過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付きまたは(ⅱ)満期時の現金の回収の遅滞により、ファンドが買戻請求、証券の購入またはより一般的には再投資に対応する能力が制限される可能性があるということに特に注意する必要があります。

ファンドが売付人として行為するレポ取引および買戻取引権付の売却に関しては、投資家は、証券の売付先である取引相手方の不履行の場合は、（A）有価証券の価格の市場での値上がりまたはかかる有価証券の発行体の信用格付の向上によるかどうかにかかわらず、取引相手方に売却した有価証券の価格が当初の受取現金を上回るというリスクおよび（B）（ⅰ）過剰な規模もしくは期間の取引への投資持分の焦付きまたは（ⅱ）売却した有価証券の満期時の回収の遅滞により、ファンドが証券の売却に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力が制限される可能性があるということに特に注意する必要があります。

証券貸付取引に関しては、投資家は、（A）ファンドにより貸し付けられる証券の借り手がかかる証券を返還することができない場合は、受け取った担保が、かかる担保の不適正な値付、かかる担保の価格の不利な市場動向、かかる担保の発行体の信用格付の悪化、またはかかる担保の取引市場の非流動性によるかにかかわらず、貸し出された有価証券の価格を下回る価格で換金される可能性があるというリスク、（B）現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、（ⅰ）相応のリスクを伴ったレバレッジならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを生み出すこと、（ⅱ）ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことまたは（ⅲ）回収額が担保物件の金額を下回ることがあるというリスク、ならびに（C）貸付証券の返還の遅滞により、ファンドが証券の売却に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力が制限される可能性があるということに特に注意する必要があります。

（後略）

4　手数料等及び税金

（３）管理報酬等

＜訂正前＞

（前略）

②　保管報酬および管理事務代行報酬

（中略）

第３会計年度中の管理事務代行報酬および保管報酬は43,114,938円でした。

③　代行協会員報酬

（中略）

第３会計年度中の代行協会員報酬は178,686,669円でした。

保管受託銀行および登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用および実費（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがこれらに限られません。）、ファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用ならびに譲渡された資産の価額および取引数に基づく一定の取引費用については、ファンドまたは必要に応じて各コース証券が負担します。

＜訂正後＞

（前略）

② 保管報酬および管理事務代行報酬

（中略）

第３会計年度中の管理事務代行報酬および保管報酬は43,114,938円でした。
保管受託銀行および登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用および実費（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがこれらに限られません。）、ファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用ならびに譲渡された資産の価額および取引数に基づく一定の取引費用については、ファンドまたは必要に応じて各コース証券が負担します。

③ 代行協会員報酬

（中略）

第３会計年度中の代行協会員報酬は178,686,669円でした。

（４）その他の手数料等

＜訂正前＞

ファンドまたは必要に応じて各コース証券が負担するその他の費用には以下のものが含まれます。

（中略）

－ 受益者の利益のための業務執行中に管理会社、投資顧問会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。

（中略）

－ 日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用ならびにこれらに類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

（後略）

＜訂正後＞

ファンドまたは必要に応じて各コース証券が負担するその他の費用には以下のものが含まれることがあります。

（中略）

－ 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。

（中略）

－ ファンド証券が上場された場合証券取引所におけるファンド証券の上場承認および維持に関して発生する費用。
日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用ならびにこれらに類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

（後略）

（５）課税上の取扱い

＜訂正前＞

（前略）

(2) 個人に支払われるファンドの分配金について、その課税方法は以下のとおりとなります。
① 2013年12月31日まで

（中略）

なお、申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前３年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。
② 2014年１月１日以降

（中略）

なお、申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前３年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。
(3) 法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、７％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます（2014年１月１日以降の源泉徴収税率については、15%（所得税のみ）とされます。）。法人の益金不算入の適用は認められません。
(4) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなります。
① 2013年12月31日まで

（中略）

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、10%（所得税７%、住民税３%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
② 2014年１月１日以降

（中略）

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、住民税５%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

（中略）

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。なお、上記の税金に加え、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、2013年１月１日から2037年12月31日まで、上記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。

上記記載は2012年１月10日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜訂正後＞

（前略）

(2) 個人に支払われるファンドの分配金について、その課税方法は以下のとおりとなります。
① 2013年12月31日まで

（中略）

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前３年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）の施行に伴い、2013年１月１日から2013年12月31日までは10.147％（所得税7.147％、住民税３％）となります。

② 2014年１月１日以降

（中略）

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前３年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2014年１月１日から2037年12月31日までは20.315％（所得税15.315％、住民税５％）、2038年１月１日以降は20％（所得税15％、住民税５％）となります。

(3) 法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、７％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます（2014年１月１日以降の源泉徴収税率については、15％（所得税のみ）とされます。）。法人の益金不算入の適用は認められません。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2013年１月１日から2013年12月31日までは7.147％（所得税のみ）、2014年１月１日から2037年12月31日までは15.315％（所得税のみ）、2038年１月１日以降は15％（所得税のみ）となります。

(4) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなります。

① 2013年12月31日まで

（中略）

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、10％（所得税７％、住民税３％）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法の施行に伴い、2013年１月１日から2013年12月31日までは10.147％（所得税7.147％、住民税３％）となります。

② 2014年１月１日以降

（中略）

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20％（所得税15％、住民税５％）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2014年１月１日から2037年12月31日までは20.315％（所得税15.315％、住民税５％）、2038年１月１日以降は20％（所得税15％、住民税５％）となります。

（中略）

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

第２ 管理及び運営

１ 申込（販売）手続等

(1) 海外における申込手続等

＜訂正前＞

(a) 申込手続

（中略）

評価日のルクセンブルグ冬時間午前７時またはルクセンブルグ夏時間午前８時までに受領された買付注文は、当該評価日に決定された当該受益証券１口当りの純資産価格で受諾されます。その後に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

(b) 時間外取引およびマーケットタイミングの禁止

時間外取引とは、評価日における申込みまたは買戻請求の受諾に際し定められた締切時間（以下「締切時間」といいます。）後にこれに応じ、同評価日に適用される純資産価格に基づく価格でかかる請求を執行することと理解されます。時間外取引は厳しく禁止されています。

マーケットタイミングとは、投資家が短期間で体系的にファンドの受益証券の申込みおよび買戻しを行い、受益証券の純資産価格の決定方法の時間差および／または欠陥を利用する裁定取引と理解されます。マーケットタイミングの慣行は、コストの増加を通じてファンドの運用実績に影響を与え、かつ／または利益を希薄化する可能性があります。

このような取引を回避し受益者の利益を保護するために、申込締切後に計算される価格で受益証券は発行され、管理会社も販売会社も締切時間後に請求を受領しません。

管理会社は、マーケットタイミングを行う疑いのある者からの申込み、買戻しおよび転換請求を拒絶することができます。

管理会社はその裁量によりいつでも、特定の国または地域に居住または設立された、自然人または法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、無期限で中止、または制限することができます。管理会社はまた、全投資家およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人がファンド証券を取得することを禁止することができます。

さらに、管理会社は、ａ）ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、ｂ）ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買い戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はなされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もなされていません。ファンド証券は、直接または間接にアメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除く米国人（証券法に基づくレギュレーションＳに定義されます。）に対して募集、販売、移転および交付することはできません。ファンド証券およびファンド証券上の権利は他の米国人により実質的に所有されることはできません。米国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができます。

（後略）

＜訂正後＞

(a) 申込手続

（中略）

評価日のルクセンブルグ冬時間午前７時またはルクセンブルグ夏時間午前８時までに受領された買付注文は、当該評価日に決定された当該受益証券１口当りの純資産価格で受諾されます。その後に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

管理会社はその裁量によりいつでも、特定の国または地域に居住または設立された、個人または法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、無期限で中止、または制限することができます。管理会社はまた、全受益者およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人がファンド証券を取得することを禁止するこ

とができます。

さらに、管理会社は、ａ）ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、ｂ）ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買い戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はなされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もなされていません。ファンド証券は、直接または間接にアメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除く米国人（証券法に基づくレギュレーションＳに定義されます。）に対して募集、販売、移転および交付することはできません。ファンド証券およびファンド証券上の権利は他の米国人により実質的に所有されることはできません。米国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができます。

(b) 時間外取引およびマーケットタイミングの禁止

時間外取引とは、当該評価日における申込み、転換または買戻請求の受諾に際し定められた適用される締切時間（以下「締切時間」といいます。）後にこれに応じ、同日に適用される純資産価格に基づく価格でかかる請求を執行することと理解されます。時間外取引は厳しく禁止されています。

マーケットタイミングとは、投資家が短期間で体系的にファンドの受益証券の申込みおよび買戻しを行い、ファンドの純資産価格の決定方法の時間差および／または不完全性もしくは欠陥を利用する裁定取引と理解されます。マーケットタイミングの慣行は、ファンドの投資運用を妨げ、ファンドの運用実績に悪影響を与える可能性があります。

このような取引を回避するために、受益証券は未知の価格で発行および買い戻され、ファンドは当該締切時間後に請求を受領しません。

管理会社および／または登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社は、マーケットタイミングおよび時間外取引を行う疑いのある者からの請求を拒絶し、ファンドの他の投資家を保護するために適切な措置を取ることができます。

（後略）

４ 受益者の権利等

（１）受益者の権利等

＜訂正前＞

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、名義人として登録されていなければなりません。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人ではないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売取扱会社と締結した外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社を通じて自己のために受益権を行使させることができます。

（中略）

①分配金請求権

各受益者は、管理会社が分配金を決定した場合、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

（中略）

③残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、各受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて純残余財産の分配を請求する権利を有します。

（後略）

＜訂正後＞

受益者が受益権をファンドに対し直接行使するためには、名義人として受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿におけるファンド証券の登録名義人ではないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売取扱会社と締結した外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社を通じて自己のために受益権を行使させることができます。

（中略）

①分配金請求権

各受益者は、ファンドのために行為する管理会社が分配金を決定した場合、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

（中略）

③残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、各受益者は、ファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて純残余財産の分配を請求する権利を有します。

（後略）

第三部 特別情報

第１ 管理会社の概況

１ 管理会社の概況

(3) 役員および従業員の状況

＜訂正前＞

（2011年10月末日現在）

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
臼杵 肇	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 取締役社長
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・プルッセン法律事務所、 パートナー
増田和昭	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 マネージング・ダイレクター
日高浩実	取締役	野村證券株式会社、投信・保険業務部長
アーンスト・アンド・ヤング ・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

（後略）

＜訂正後＞

（2012年３月14日現在）

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名

増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デピュティー・ジェネラル・マネージャー
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・プルッセン法律事務所、 パートナー
青山雄祐	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 ジェネラル・マネージャー
アーンスト・アンド・ヤング ・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

（後略）